

令和元年度第1回北海道食の安全・安心委員会議事録

日時：令和元年7月18日（木）15：00～17：20

場所：ホテルポールスター札幌2階コンチェルト

○ 開 会

【大脇農政部食の安全推進局食品政策課主幹】

ただいまより令和元年度第1回北海道食の安全・安心委員会を開会いたします。開会に当たり、北海道農政部大西食の安全推進監からご挨拶を申し上げます。

【大西農政部食の安全推進監】

北海道農政部の大西でございます。今日はお忙しい中、ありがとうございます。食の安全・安心委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には日頃より、北海道の食の安全・安心の確保にご支援、ご助力をいただき、本当にこの場をお借りして厚くお礼を申し上げたいと思います。本委員会は、食の安全・安心条例に基づき、本道における食の安全・安心に係る重要事項について、ご意見、ご提言などをいただく場として平成17年に設置されたものでありまして、今期で第8期となります。前期から引き続いて委員にご就任いただいた皆様、そして今期、新たに委員としてご就任いただいた皆様におかれましては、委員をお引き受けいただき、本当にありがとうございます。

我が国最大の食料生産地域であります北海道におきましては、食の安全・安心を確保し、消費者や事業者の期待と信頼に応えていくことは何よりも重要であり、北海道では本年3月に「世界から信頼される食の北海道のブランドへ」をめざす第4次北海道食の安全・安心基本計画を策定したところでございます。この計画に基づきまして、関係者との連携を図りながら、GAPなど国際的に通用いたします食品安全基準の導入促進や食の大切さなどを学ぶ食育の推進、地域の農林水産物の消費拡大などに積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

本日の委員会では、道が昨年度に講じた食の安全・安心の確保に関する施策や食の安全・安心に係る通報などの状況、本年度の食品衛生監視指導計画をご報告させていただくほか、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の施行状況等の点検・検証、また本年度予定してございます第7期の北海道クリーン農業推進計画の策定に向けまして、ご議論をお願いしたいと考えているところでございます。

限られた時間の中ではございますが、委員の皆様方には忌憚のないご意見を頂戴いたしたくお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【大脇主幹】

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。本資料として1-1から8まであります。それから参考資料として1から9まであります。不足などございましたら事務局にお申し出ください。

本日の委員の出席状況についてご報告します。当委員会は、お手元にお配りしております委員名簿のとおり、委員15名、特別委員5名の方々が任命されております。本日は、白幡委員が欠席されておりますが、委員15名中14名にご出席いただいております。北海道食の安全・

安心条例第33条の規定により、2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、これからの進行の中で条文を引用しておりますが、北海道食の安全・安心条例については参考資料5-1に添付しておりますので、適宜ご覧ください。

また、本日は、第8期目の委員会として初めての開催ですので、委員の皆様を名簿の順、50音順でご紹介いたします。稲田委員です。大塚委員です。川合委員です。川畑委員です。本日ご欠席ですが、白幡委員です。鈴木委員です。武岡委員です。西邑委員です。箱石委員です。畠山委員です。濱本委員です。藤井委員です。森委員です。吉田委員です。

続きまして、道の出席者を紹介させていただきます。先ほど、ご挨拶申し上げました、農政部大西食の安全推進監です。農政部瀬川食の安全推進局長です。農政部山口食品政策課長です。その他の職員につきましては、出席者名簿をもって、紹介させていただきます。

○ 正副会長選出

【大脇主幹】

次に役員を選出ですが、北海道食の安全・安心条例第32条において、当委員会に会長及び副会長を置くこととされ、委員の互選によるものとされております。このため、この場で会長、副会長の選出をお願いしたいと存じますが、この間の議事については、大西推進監が仮の議長を務めさせていただきます。

【大西食の安全推進監】

それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。会長、副会長の選出につきましては、委員が互選することになっておりますが、どのようにならうでしょうか。

特にご意見がなければ、委員の方から推薦いただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【大西食の安全推進監】

それでは、推薦によることといたしますが、どなたかご推薦をよろしく願いいたします。

【川畑委員】

私のほうから提案させていただきます。会長には、北海道大学大学院農学研究院院長の西邑委員に、副会長には、北海道消費者協会会長の畠山委員になっていただくのがよいのではないのでしょうか。

【大西食の安全推進監】

ただ今、川畑委員から、会長は西邑委員に、副会長は畠山委員にとのことご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【大西食の安全推進監】

それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、会長は西邑委員に、副会長は畠山委員にお願いしたいと思います。西邑委員、畠山委員には、会長、副会長の席に移動をお願いいたします。

(西邑・畠山委員が、それぞれ会長・副会長席に移動)

それでは、選出された会長及び副会長から一言ずつご挨拶いただいた上で、これからの議事進行をよろしくお願いしたいと思います。

【西邑北海道食の安全・安心委員会会長】

皆さんこんにちは。ただ今ご指名いただきまして、今期第8期の食の安全・安心委員会の会長を2年間務めさせていただきます。皆様にはどうぞご協力の程、よろしくお願い致します。本委員会は先ほどお話しがありましたように、食の安全・安心に関わる重要な事項、しかもかなり幅広で、教育から生産、消費に至るまでの安全・安心をどう確保していくのかという点について、重要な議題が結構ございますので、是非、闊達なご意見、ご議論をいただいて進めていければと思います。よろしくお願い致します。

【大西農政部食の安全推進監】

ありがとうございます。続いて、畠山副会長からご挨拶いただきたいと思います。

【畠山北海道食の安全・安心委員会副会長】

北海道消費者協会の畠山と申します。副会長を仰せつかりましたので、微力ではありますが、やってまいりたいと思います。食の安全・安心は消費者にとって大変大事なところではありますが、北海道がクリーン農業を推進していくという姿勢をしっかりと打ち出しておりますので、そのことを大変好ましく思っております。また、それが大きく推進されることを期待申し上げておりますので、先ほど申し上げましたとおり、会長を補佐するというので、微力ではありますが、懸命にやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく皆様お願いいたします。

【大西食の安全推進監】

ありがとうございました。それでは、西邑会長に、これからの議事進行をお願いいたします。

【西邑会長】

それでは、議事を進める前に、本委員会の運営について、皆様にご確認をお願いしたいと思います。条例第35条では、委員会の運営に関しては会長が委員に諮って決めることとなっておりますが、これまでの経緯を含めて事務局から説明願います。

【大脇主幹】

当委員会の運営については、お手元の参考資料8の委員会運営要綱、9の委員会傍聴要領に基づき、これまで取り進めてきております。これらの規定は、必要に応じて改正することとなっております。このため、これまで、平成17年度の第1期の委員会から委員会の改選期ごとに、この取扱について確認しております。今期、第8期の委員会におきまして

も、これらの規定により取り進めてよいか、確認をお願いしたいと思います。

【西邑会長】

ただ今説明のありました、委員会運営要綱などの2件の規定については、特に問題がなければ、今期の委員会でも踏襲したいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【西邑会長】

それでは、この運営要綱等に基づいて、今期の委員会を運営していくことを確認しました。

○ 遺伝子組換え作物交雑等防止部会の設置並びに部会長、部会員の指名

【西邑会長】

続きまして、本委員会の専門部会である遺伝子組換え作物交雑等防止部会、GM部会の部会長の選任と構成についてですが、条例第34条では、会長が指名することになっております。つきましては、部会長を第7期のGM部会長でありました、北海道大学大学院農学研究院教授森委員に引き続きお願いし、部会員には本日ご出席いただいておりますが、名簿にある特別委員5名の方をお願いしたいと思います。森委員、よろしいでしょうか。

【森北海道食の安全・安心委員会委員】

はい。

【西邑会長】

それでは、GM部会については、森委員に部会長を、また5名の特別委員に部会員をお願いすることといたします。

それでは、条例第34条の規定により、本委員会として、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例及び遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準について、GM部会に調査・審議を付託いたします。また、GM部会の開催は、運営要綱第4条により、部会長が招集することとなっております。森部会長、よろしく願いいたします。

○ 議事

【西邑会長】

それでは、早速、議事に入りたいと思います。お手元の次第により進めてまいります。本日は報告事項、審議事項など議題が多くありますので、本日の委員会がスムーズに進行されますよう、委員の皆様には、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題の(1)報告事項ア「平成30年度(2018年度)食の安全・安心条例に基づく年次報告について」、事務局から説明をお願いします。

【山口農政部食の安全推進局食品政策課長】

食品政策課の山口でございます。「平成30年度食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告書」について、本編は資料1-2のとおりですが、本日は、その概要について

資料1-1により説明いたします。

1 ページ目の「第1食の安全・安心のための基本的施策の推進」についてですが、1の「情報の提供」では、食品表示や衛生管理など消費者の関心の高い情報をはじめ、道や関係機関等の施策や取組に関する情報を道民に提供したこと、2の「食品等の検査及び監視」では、北海道食品衛生監視指導計画に基づいた食品などの検査や食品関係施設の監視指導などを実施したこと、3の「人材の育成」では、食品表示制度のセミナーやHACCPの講習会等を実施するとともに、栄養教諭の任用の促進や研修により、学校における食育の充実に取り組んだこと、4の「研究開発の推進」では、北海道立総合研究機構において、クリーン農業や有機農業に関する技術開発や水産物の安定供給のための研究開発などを実施したこと、5の「緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」では、国など関係機関・団体との定期的な情報交換などによる円滑な協力体制の確保に努めたこと、などを記載しております。なお、これらの項目は全て、食の安全・安心条例、食の安全・安心基本計画の基本的な構成、講じる施策に沿ったものですので、適宜、条例・計画をご覧くださいければと思います。

2 ページ目の「第2安全で安心な食品の生産及び供給」についてですが、1の「食品の衛生管理の推進」では、主要産地へのGAPの導入に向けた地域指導者の育成確保や推進体制の整備、認証取得費用の支援などを実施するとともに、食品関係事業者のHACCPに沿った自主衛生管理の導入の取組を促進したこと、2の「農産物等の安全及び安心の確保」では、本日この後の審議事項でもありますクリーン農業や有機農業の技術開発と普及をはじめ、YES!clean表示制度の普及啓発などへの支援や、有機農産物のPR、法律に基づく検査等により各種家畜伝染病の発生予防やまん延防止に努めたこと、3の「水産物の安全及び安心の確保」では、水産物の鮮度保持マニュアルによる衛生管理の普及拡大を図るとともに、全道19生産海域で貝毒検査などを実施したこと、4の「生産資材の適正な使用等」では、農薬の適正使用に関する販売業者などへの立入検査、動物用医薬品の適正な管理・使用に関する生産者や獣医師等への指導等を実施したこと、3 ページ目の、5の「生産に係る環境の保全」では、肥料生産業者に対する立入検査、環境基準の類型指定水域や地下水等の監視を行ったこと、などを記載しております。また、代表的な主な指標を掲載しております。

それから、「第3道民から信頼される表示及び認証の推進」についてですが、1の「適正な食品の表示の促進等」では、一昨年9月に改正された、加工食品の食品表示基準の普及啓発を図るためのセミナーの開催をはじめ、食品表示法に基づく適正な表示についての調査・指導、道産食品登録制度の理解と登録商品の販路拡大に向けた取組、米トレーサビリティ制度の普及啓発や巡回調査等を実施したこと、2の「道産食品の認証制度の推進」では、道産食品独自認証制度、通称「きらりっぷ」の制度と認証品のPRや販売支援に取り組んだこと、などを記載しています。

最後の4 ページ目の「第4情報及び意見の交換、相互理解の促進等」についてですが、1の「情報及び意見の交換等」では、道内各地で食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを実施したこと、2の「食育及び地産地消の推進」では、食品ロスの削減を図るため「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発、どさんこ食育推進協議会などで食育の普及に向けた意見交換の実施、愛食運動を推進するため「北のめぐみ愛食応援団」などの認定や、「どどん食べよう道産DAY」等による普及啓発の実施、「麦チェン」などの活動の推進、3の「道民からの申出」では、「食品表示110番」などで受け付けた情報提供や問い合わせについて、関係部局と情報の共有とともに、通報等の処理状況をホームペー

ジで公表したこと、などを記載しております。

先ほど大西推進監の挨拶にもありましたとおり、本年3月に、こちらの委員会でご審議いただきながら、国際化の進展や食を取り巻く情勢の変化などを踏まえつつ定めた「第4次北海道食の安全・安心基本計画」を道では策定したところであります。引き続き、これらに基づく取組を強化し、生産者や流通業者など関係者の皆さんと連携しながら、計画の着実な推進を図って、消費者から信頼される、本道の食のブランドづくりの基本となる、安全で安心な食品の生産・供給に、取り組んでいきたいと思っております。委員の皆様には引き続き、ご指導、ご支援をよろしくお願いいたしたいということを申し上げて、平成30年度食の安全・安心条例に基づく年次報告とさせていただきます。

【西邑会長】

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました「平成30年度（2018年度）食の安全・安心条例に基づく年次報告について」、これに関しましてご質問、ご意見などがありましたら、委員の方からお願いします。

【川合北海道食の安全・安心委員会委員】

資料の中に主な指標ということで、現状値、実績値、目標値と書かれていますけれども、この見方について説明していただけますか。

【山口課長】

こちらの資料1-1に計画の代表的な指標を載せておりました、計画は前回、第3次計画ですので、目標年度が平成30年度となります。その目標値と実際の実績値ということで、見比べていただければと思います。

【川合委員】

ということは、30年度の目標値があってそれに対して実績値がある、それを上回っている場合は十分に達成できているということですね。

【山口課長】

そうですね。上回っているものもあれば、残念ながら未達成のものもございます。本日議論していただく中で、審議事項のクリーン農業の推進計画等も同じように目標年や計画進捗状況など、同じような表現があります。

【西邑会長】

今の点でちょっと僕も聞きたかったのですが、このグラフの中で例えば3ページの上の主な指標のところ、公共用水域の環境基準達成率のところは、実績値が平成29年度になっていますが、30年度のデータはないのでしょうか。もう1個、どこかにあったのですが、4ページ目の小麦の方ですね。

【山口課長】

それは、項目によって直近の最終年というか、29年であったり30年であったり、それぞれの項目による違いは若干ございます。そうすると基準年もその1年前といった形で、5年間の取り方がものによって違うということになっています。

【西邑会長】

4 ページのところだと、小麦は何か頑張っ上がってきているようにみられるけれども、米の方は横ばいからちょっと、この辺の力の入れ具合が出ているのかなという気がしないでもないですが。

【山口課長】

例えば米については、目標を85%といった一定の割合、9割近くまでなったものをさらに上げるとい部分では、難しくなっています。

【西邑会長】

かなり高い数値なのですね。

【山口課長】

その数値を引き続き維持していくということで、目標を設定しているものもございます。

【西邑会長】

ありがとうございます。ほかにありますか。

【鈴木北海道食の安全・安心委員会委員】

日本語の問題なのですが、食品ロス、これは世界的にはフードロスとフードウェイストと分かれています。フードロスというのは、例えばキュウリをつくったときに曲がってこれは出荷できないと廃棄するのがフードロスと、賞味期限が切れてさよならというのはフードウェイストなのですよね。そのところが何となく、ここだけで決められる問題なのか、国の問題かもしれませんが、用語としてその定義をきちっと世界標準に合わせておく必要があるのではないのかと思います。確か、国連（FAO）でそういうところが決まっています。

【山口課長】

ちょうど今年の5月27日に、国の方で議員立法という形で食品ロス法が制定されたり、今後、国の方針をつくったり都道府県の方での推進計画づくりというところが出てくるかと思っています。その中で、ご意見などを頂戴しながらそういった部分も含めて共有しながら対応していきたいと思っています。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。言葉の定義をするということは、このデータの見方をきちっとするということに繋がりますので、とても大事なことだと思います。

他にご意見ございますか。なければ、報告事項アについては、これで終わりしたいと思います。

続きまして、報告事項イ「平成30年度食の安全・安心に係る通報等の状況について」、事務局から説明をお願いします。

【高石環境生活部くらし安全局消費者安全課消費問題対策担当課長】

食の安全・安心に係る通報などの平成30年度の状況につきまして、ご報告申し上げます。資料2をご覧ください。

最初に、この通報などの対応、措置の流れにつきましてご説明申し上げます。資料2を1枚めくりまして、参考資料1をご覧ください。食の安全・安心に関する通報等の受付でございますが、道におきましては消費者や事業者の方々からの通報を環境生活部消費者安全課に設置しております食品表示110番、さらに農政部食品政策課に設置しております食品安全相談ダイヤル、または道の各保健所で受け付けております。さらに国や他の都府県など、他機関からの通報につきましても事例としてございます。

各通報の対応につきましては、その内容に応じて所管する部局により立入検査あるいは任意調査を実施するものや、国や他の都府県、政令市などで対応すべきもの、さらに電話・口頭による説明などで対応が終了しその他とするものがございます。

これらの対応を行った結果、その違反の内容・程度に応じまして、関係法令に基づき命令・指示の行政処分を行うほか、文書や口頭による指導を行います。また特に措置の必要のない場合というものもあるところです。また、一定期間内に調査が終了していない案件につきましては、調査継続中という形に整理しております。

なお、資料に記載はございませんが、全体の通報などの状況につきましては、月に1回、環境生活部、農政部、保健福祉部の関係3部で構成されます消費者生活安定会議幹事会食品安全部会を開催し、情報の共有化を図っているところです。また、中段にあります食品や施設、表示などに関する典型的な通報例としまして、参考資料2を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

それでは、資料の1枚目に戻っていただき、平成30年度の通報状況などについてご報告します。はじめに、1の通報等の件数と内容の区分についてですが、平成30年度の受理件数は、455件となっており、前年度、平成29年度に比べ、64件の減少となっております。次に、2の通報者別件数についてですが、通報受理件数455件のうち、一般住民からの通報が424件、他機関からの通報が31件となっております。次に、3の対応状況をご覧ください。455件の通報を受け、食品表示法や食品衛生法などに基づき立入検査等を実施したものが352件、他機関へ回付したものが91件、その他の対応をしたものが82件、調査中のものが3件となっております。最後に、4の措置状況ですが、命令・指示を行ったものが1件、文書指導が15件、口頭指導が261件となっております。また、特に措置を要しないその他とした事案につきましては175件、この時点で調査中のものが3件となっております。

以上、食の安全・安心に係る通報などの状況について、ご報告申し上げます。道としては、今後とも食の安全・安心の確保に向け、庁内はもとより国などの関係機関と連携して、迅速な情報の収集・分析、的確な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、引き続きご指導・ご教示・ご鞭撻よろしくお願いいたします。以上、ご報告といたします。

【西邑会長】

ありがとうございます。ただ今、説明のありました報告事項のイについて、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。はい、どうぞ。

【武岡北海道食の安全・安心委員会委員】

一つ質問ですが、この件数というのは札幌市の保健所を含めた件数なのか、それとも札幌市の保健所に通報があったもの以外のものの件数なのか、教えていただきたいのですが。

【高石担当課長】

455件の通報件数ですね。基本的に札幌市は政令指定都市ですので独自で受けていると判断しておりますが、再度確認いたしまして、改めて事務局の方にお伝えいたします。今のところは、455件は道内の札幌市、政令指定都市以外の通報と認識しているところでございます。

【西邑会長】

はい、よろしいですか。この455件には札幌市は入っていないと考えていいですね。

【高石担当課長】

というふうに思っていますが、正確なところを事務局に伝えます。

【西邑会長】

ほかにございますか。はい、川合委員。

【川合委員】

一つ質問ですが、一般住民の方からの通報が大半、90%以上であると思うのですが、その通報に対する対応ということで措置されてきているわけなのですが、現実には何か起きても通報されないことが多いと思います。実際に起きた事案の件数、これは通報件数からみてどれくらいに相当するのか、もし算定しているのであれば教えていただきたいと思います。

【高石担当課長】

非常に残念なのですが、川合先生がおっしゃっているのは表面に出ない通報のことであると思うのですが、それを正確に算定というのは、今のところされていないと思っております。

【西邑会長】

川合委員がおっしゃるように多分、氷山の一角なのかなと、半分なのかよくわかりませんが、結構な件数が埋もれているのでしょうか。

【川合委員】

健康被害とかそういったものは医療機関を受診すれば報告義務がありますので、ある程度統計的に出てくる可能性はあると思います。ただ、お腹が痛くても食中毒かどうかわからないこともありますから、何とも言えないかもしれないですね。

【西邑会長】

ほかありますでしょうか、どうぞ。

【瀬川農政部食の安全推進局長】

先ほどの通報件数に関して、これはあくまでも道が受理している件数でございます。他の機関に通報があったもので、道に回付されたものにつきましては、資料2の2番目にご

ざいます他機関の方にカウントいたしまして、例えば道の保健所など、道が受け付けたものにつきましては、一般住民からの424件に含まれているところでございます。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。それでは藤井委員。

【藤井北海道食の安全・安心委員会委員】

私はこの資料を事前に読んだときに、どのようなことを捉えようとしているのか、すごく不思議に思ったのです。それは、私はメーカーですが、実際、消費者が一番そういういろいろなことで感じたときは、販売店、小売さんの方に行くと思うのです。道の資料にこのように書いていますが、連絡が来るのは本当に希だと思います。ですから、このデータ自体が何を意味するのかなと思います。大変申し訳ないですけども、私は疑問を感じます。おそらく数字は全然分かりませんが、相当な数が小売さんの方に来ているという形になると思います。ですから、道に来るまたは保健所に来るとするのは、また別の形でないのかなと思います。

ただそう言いながらも、私も毎月、クレームなど申し出てくれた全部の情報を、お客様からこういう声があったと報告があります。ただ、うちの会社だけの話ですが、分析をかなりすると、勘違いから来るものが非常に多いです。これらを分析するとクレームとは思われないような、例えば異物の中でも夾雑物のような、先ほどの食育の問題ではないのですが、例えばうちの一番極端な事例ですが、コーンがありますね。コーンは普通、粒みみたいなものに皮がかぶさっていますが、それが加工の段階でばらけますね、これが異物と言われてしまうのです。それ程わからないものも来るのです、それを全部受けますので、それは違いますよとなかなか言えないのです。丁寧に、うちはこういうふうにやっていますからと、検査してみないとわかりませんのと。そういう内容のものもあるので、件数の問題だけで捉えてはいけないと思います。しかも件数もはっきり言って、ここだけでは把握があまりできていないと思います。そして、内容の精査はかなり難しいと思います。これは小売さん関係、または各メーカー関係、そういういろいろなところを含めた中で、いろいろな形があると思います。今、お客様は、私どもの感覚では、雪印乳業の事件がありましたよね、それからマスコミ等の関係もあったと思いますが、ものすごく意識は高いです。我々もいろいろな研修を社内で行っていますけれども、それ以上にお客様の意識は高いのです。高いだけに、あまりにもあり得ないようなクレームの申し出をいただいて、困っているものがあります。例えばよくあるのが、タマネギの身と身の間に膜があるのです。ところが、この膜がよくわからなくてビニールと言ってくるわけですね。そうすると、小売さんからそれをクレームだとかかなり言うのです。ではどうやってやるのだろうか。その辺の問題も含めた中で、非常に難しい問題だと思います。ただ、そのようなものはやらなければいいと、そういうことではなく、これは大事なことで、私どもお客様との関係は生命線ですから、しっかりやっていきますけれども、とても難しい課題です。本当にしっかりとした真の数字を把握するのなら、それぞれがしっかりとした連携をしなければ実際、数字の把握はなかなか難しいと思います。そういうところの中で、どれだけ申告してくるのかはわかりませんが、そういうような形になると思います。以上でございます。

【高石担当課長】

そうですね、小売店なり販売店さんからもご意見、情報をいただくということは今後、何らかの形で考えていかなければならないことであると感じました。研究していきたいと思えます。貴重なご意見をありがとうございます。

【西邑会長】

全体像の把握ということと、ここにありますように455件が来て、それに対応していくこと、その件数が大事だろうと思えますので、そこのところをこちらはこちらで進めて、それで全体像の把握ということになると、先ほどご提案のあったように小売店あるいは製造メーカー、生産者のネットワークでどう拾っていくかところが今後の課題になるかと思えます。

他にございますか。よろしければ、次の報告、もう一つございます。報告事項ウ「平成31年度北海道食品衛生監視指導計画について」、事務局から説明をお願いします。

【齊藤保健福祉部健康安全局食品衛生課長】

平成31年度北海道食品衛生監視指導計画について説明させていただきます。お手元に資料3-1として計画の概要と、また資料3-2として計画の本文をお配りしているところですが、今回、資料3-1の計画の概要に沿って説明させていただきます。

まず、1の「計画策定の趣旨」でございますが、食品衛生に関する監視指導などは、食品衛生法に基づき、都道府県や保健所設置市等が、毎年度「食品衛生監視指導計画」を定めて行うこととされており、道においても、近年の食の安全・安心をめぐる様々な問題や道内の食中毒発生状況などを踏まえ、計画を策定しているところでございます。

次に、2の「重点的な取組み事項」についてですが、(1)の「食品衛生法等の一部を改正する法律」の周知につきましては、ご存じの方も多々いらっしゃると思えますが、昨年6月に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布されたことから、道内の食品等事業者が法改正に円滑に対応できるよう、施設監視や講習会等の機会、ホームページ等を活用しまして、食品等事業者に対し改正内容の周知を行っているところでございます。

(2)のHACCP導入の促進につきましては、「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、原則、全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。このため、食品等事業者のHACCP導入が円滑に進むよう、各種講習会の開催による人材の育成や施設の状況に応じた技術的支援を行うとともに、食品事業者団体等が作成した手引書を紹介し、必要な助言を行ってまいります。また、これまで道独自の認証事業として進めてきました「北海道HACCP」については、引き続き普及啓発を行うとともに、今後、より分かりやすく、また輸出促進にも寄与できる制度となるよう、内容の再構築を進めることとしているところでございます。

(3)大規模食中毒等発生防止対策につきましては、ノロウイルスの対策として、調理従事者の健康管理や手洗いの徹底などを指導するほか、腸管出血性大腸菌やカンピロバクター属菌の対策としまして、非加熱食品の衛生的取扱や、食肉等の十分な加熱等を指導します。毒草や毒キノコによる食中毒では、死亡事例の発生もあることから、小冊子等の配付や広報の活用により、道民への注意喚起を行います。魚介類の寄生虫でありますアニサキスによる食中毒については、魚介類の十分な加熱調理や冷凍処理のほか、目視による虫体の除去などの予防対策を周知していきます。

(4)適正な表示の徹底につきましては、アレルギー物質の検査や表示の点検を行って

まいります。

次に、3の「立入検査及び食品等の検査」についてでございますが、4万9千施設を対象として計画的に立入検査を行うほか、食品衛生法に基づく規格基準等に関する検査を5,330検体予定しているところでございます。

次に、4の「食肉検査」についてですが、安全な食肉・食鳥肉の流通を図るため、食肉衛生検査所等に配置している獣医師の資格を有する検査員がと畜検査及び食鳥検査を行い、疾病や異常を排除します。また、と畜場や食鳥処理場においてHACCPの導入が円滑に進むよう、施設の立入検査時に必要な指導・助言を行ってまいります。

次に、5の「違反発見時の措置」については、立入検査などで違反を発見した場合、必要に応じ、営業の停止や食品の回収命令などの行政処分を行い、随時公表することとしております。

さらに、6の「道民からの相談等への対応」や、7の「リスクコミュニケーションの推進」に取り組むこととしております。

道としましては、道民の健康を守り、また、食品産業や観光産業の振興を図る上でも、食中毒の発生・拡大防止はもちろんのこと、道産食品の安全性確保対策を的確に進めることが重要であると考えており、本年度も本計画に基づき、食の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。引き続き、関連機関・団体、消費者の皆様のご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、ご意見、ご質問などがありましたら、お願いします。

【川畑北海道食の安全・安心委員会委員】

HACCPのことに関して教えていただきたいのですが、人材育成の講習会のことなのですが、大きな規模の企業さんでしたら、こういうところの人材育成の研修会に参加することは、非常に人材が豊富でおりますので参加しやすいかと思うのですが、小さな規模の企業さんですと、なかなかこれに参加できない企業さんがいるのではないと思われるのです。私自身が病院に勤務していました経験がありますので、街のお豆腐屋さんとか、街のパン屋さんのようなところ、そういったところの衛生というのは非常に厳しいかなと思われる部分があるのですが、そういうところに私が促しはしましたが、人がいないのでなかなか参加できないと。期間もすこし長いのですね、この講習会は。その辺がなかなか参加できない原因になるのではないのかなと思われるのですが、そういうところのための少し小規模なものを考えていただくことはできないのでしょうか。

【斉藤課長】

大変貴重なご意見、ありがとうございます。確かに今、委員の方からお話があったように、基礎的な短い講習会でも1日を要します。道では、HACCPに関する講習会を、昨年度、534回開催しております。そのうちのかなりの回数は、依頼を受けて保健所から講師を派遣しているような形でありますので、どのようにやっていくかは別なのですが、例えばお豆腐さんの業界団体で講習会を開催する際に、保健所へ講師派遣を依頼していただければ、それに応じて派遣することを引き続き行っていければと思っております。

【川畑委員】

そういうことは非常に有り難いと思うのですが、そういうことをご存じなのかどうかということですね、そういう企業さんが。そういうものがあるということをお知らせ添えていきたいと思えます。私の分かっている範疇ではそういうことができる可能性があるということをお伝えしたいと思えます。私自身が西胆振に居住しているのですが、室蘭で講習会があるときと苫小牧で講習会があるときがあります。そうしますと、室蘭から苫小牧まで行くとなるとなかなかハードルが上がってしまう現状があります。その辺のところをご配慮いただければと思えます。

【齊藤課長】

わかりました。よろしく願ひいたします。

【西邑会長】

他にございますか。はい、どうぞ。

【武岡委員】

人材育成の部分で食品等事業者のH A C C P導入を円滑に進めようと話書いているのですが、どのくらいのパーセンテージで飲食関係の事業者さんがH A C C Pを導入されているのか、ご存じであれば教えていただきたいのですが。

【齊藤課長】

先ほど農政部から説明のありました、資料1-1の2ページの主な指標のところ、H A C C P手法による衛生管理導入施設数を掲載しています。平成30年度道立管内は、1,480施設が、コーデックスの7原則に基づいてH A C C Pの管理を行っているということになります。

【武岡委員】

はい、ありがとうございました。

【西邑会長】

母数というのは業種によってまちまちでしょうからなかなか難しいのですが、これくらいの件数が今、取得されているということです。

【齊藤課長】

母数に関しましては、道立管内で飲食店・喫茶店等を含めると、約7万3千の数があります。このうち、製造加工等の施設が大体1万5千程度あります。政省令が国の方からきちっと示されていないのですが、どのくらいの規模がきちとしたH A C C Pをやるのか、もしくはH A C C Pに準じたような、H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理を行っていくのか、要はH A C C Pに沿った衛生管理の制度化は、食品等事業者を規模等により二種類に分けて、それぞれ取り組むべき内容の程度が異なるという法律になっているのですが、今、言いました1万5千くらいのものうちどれくらいのもので、今回、7原則に基づいたH A C C Pをするのか、国の方でどこを境目にするのかまだ示されていないので、母数として把握できる状況にはなっておりません。

【西邑会長】

よろしいでしょうか。はい川合委員。

【川合委員】

すべての食品等事業者にH A C C Pに沿った衛生管理が求められることについて、H A C C Pというのはいわゆる製品の製造ラインごとの取り組みと認識しているのですが、この場合、事業者に義務付けられるというのは、工場であれば製品ごとの製造ラインのすべてを対応させることなのか、どこか何か一つだけでも対応していれば、H A C C Pを実施していると解釈できるのでしょうか。

【齊藤課長】

はっきりわかっているのは、例えば、と畜場等は牛のライン、豚のライン、めん羊のラインみな違います。内臓もみな違います。これは一つ一つにH A C C Pに基づく手法を取り入れることとなっております。

【川合委員】

食品工場ではいろいろな品目が作られています、Aという食品のラインに対してはH A C C Pの認証が取れているが、ほかはちょっと難しいということは、よくあると思うのですが、そのような場合は、この事業者はH A C C Pに適合しているとは判断されないのですね。

【齊藤課長】

そのような事業者の規模に応じた考慮について、先ほど申し上げましたように政省令が未だ出てはいないのですが、大規模企業になりますと当然、品物ごと、製品ごとということになります。

【川合委員】

もう一点。H A C C Pは食品事業者全部に導入というような概念ですけれども、H A C C PでなくてもH A C C Pの前提となるいわゆる一般的な衛生管理プログラム、前提条件プログラムで十分に対応できる場合が結構多いのではないかと思います。敢えてそこまでH A C C Pをしなければならないのか、実際的ではない部分も含まれていると思います。

【齊藤課長】

国で示された法律の部分ですので、コメントを差し控えます。

【西邑会長】

それでは、報告事項ウについて、これで終わりにしたいと思います。

続きまして、(2)の 審議事項に入りたいと思います。アの「『北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例』等の施行状況の点検・検証について」、事務局の方からご説明します。

【山口課長】

今日の審議事項は、二つございます。両方、資料4に記載しておりますが、そのうちの1のほう、それから資料5-1、関係する部分は資料5-2、それから参考資料7に道民意識調査の結果、条例の本体が参考資料6ということで配付しておりますので、参考資料の方も適宜ご覧いただければと思います。

まず資料4に、本年度の審議予定事項の概略を記載してございます。「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」は、通称「GM条例」と呼んでおりますが、一つ目の○（まる）に制定の趣旨と目的を記載しております。遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るためのルールを定めることで、現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与するというを目的に、平成17年3月に制定し、翌18年1月に施行したものです。

二つ目の○（まる）ですが、GM条例の附則、参考資料6に条例の全文がございまして、その附則で、施行後3年を経過した場合及び平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会情勢等の変化を勘案し、本条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。これまで、本条例の施行状況等の点検・検証は、平成20、23、26年度に実施しております。本年度、令和元年度は前回検証から5年を経過する年に当たりますので、条例の施行状況等の点検・検証を実施することとし、食の安全・安心委員会のご意見を求めるものです。

資料5-1に条例の概要を付けておりますが、条例制定の趣旨と目的は、今お話したとおりです。中段以降の制度の仕組みについてですが、一般の屋外圃場など開放系の一般栽培は許可制で、知事に許可を申請した後に、知事は食の安全・安心委員会の意見の聴取をし、許可・不許可の決定のほか、必要に応じて勧告などを行うこととしております。開放系の試験栽培については届出制で、知事は本委員会の意見を聴取し、必要に応じて勧告などを行うこととしています。条例が制定・施行されてからこれまでに、この条例に基づく遺伝子組換え作物の栽培に係る許可申請及び届出の実績はございません。

資料5-1の3ページをご覧ください。遺伝子組換え作物の開放系での栽培等により、周辺一般作物との交雑などを防止するため、交雑防止措置を定めているほか、一般作物の種子や収穫物への混入などを防止するため、混入防止基準を定めています。

点検・検証の手順についてですが、資料5-2のフローチャートをご覧ください。本日の第1回目の食の安全・安心委員会では、本年度の審議事項として条例の施行状況等の点検・検証を行うこと、そして本審議を遺伝子組換え作物交雑等防止部会に付託することについてご審議いただき、それを決議した後、来週24日の水曜日に開催を予定しております第1回目の遺伝子組換え作物交雑等防止部会において、点検・検証の進め方等についてご審議いただくこととなります。

この部会での審議を踏まえて、今後、来月以降、道内3か所で開催を予定しています地域意見交換会、それから9月頃に行われる予定の道が行っている道民意識調査、こちらを遺伝子組換え作物に関する部分も含めて道民意識調査を行いたいと考えております。その後11月に予定しておりますパブリックコメントを通じて、道民の皆様からのご意見を伺った上で、全体の結果を取りまとめて、12月下旬に第2回のGM部会に報告し、その中で点検・検証の論点整理をご審議いただき、その結果を来年1月に開催予定のこの本委員会に

報告します。そして、その本委員会での意見も反映した上で、1月下旬開催予定の部会で点検・検証の結果に係る意見を部会で集約いただき、さらにそれを本委員会に提出して、最終意見を取りまとめでいただく形で進めていきたいと思っております。最終的には点検・検証の結果を案として道議会に報告し、翌3月には、点検・検証結果の決定・公表を行いたいと考えております。

以上で、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の施行状況等の点検・検証についての説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。この場では資料5-2にありますように、スケジュールですが、まずは点検・検証について実施をするということ、それと実施する中味については、本委員会の中に設置しております遺伝子組換え作物交雑等防止部会に専門的な観点での審議を付託する、この点についてご審議いただきご承認いただきたいと思います。この案件について、部会の方に付託するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。それでは、この案件につきましては、部会に付託することとして、審議事項アについては終わりにしますが、遺伝子組換え作物交雑等防止部会の森部会長、どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、審議事項イの「北海道クリーン農業推進計画（第7期）の策定について」、事務局から説明をお願いします。

【山口課長】

引き続き、また私の方から説明をさせていただきます。ちょっと長くなりますので、座って説明をさせていただきます。今見ていただきました資料4の2つめの方に、もう一つの審議事項ということで、「北海道クリーン農業推進計画（第7期）の策定」ということ、それと資料6の方にカラーの20ページほどございます、端折りながらになりますけど、現状と課題ということで、これらを使って説明をさせていただきます。

クリーン農業推進計画、北海道では平成3年から第1期の計画を定めている、おおもとに安全・安心条例がありまして、その条例の中に規定をされている農産物の安全及び安心の確保、それを具体的に進めるという計画として位置付けております。現在の計画が第6期ということで、平成27年度からスタートして、今年度が最終年度の5年度目に当たります。5年間の計画期間が満了するというので、第7期の推進計画の策定に当たって委員会のご意見をいただきたいと思います。

資料6の方をお開きください。表紙をめくっていただくと、目次がございます。時計文字のⅠからⅢまでございます。Ⅰの方ではクリーン農業の概念、それからYES!clean表示制度などについての説明、それからⅡの方で現行の6期計画の取組の状況を説明して、最後Ⅲということで、次の第7期計画策定について説明してまいりたいと思っております。

まずは1ページ目をご覧ください。最初に「クリーン農業」の定義についてでございます。クリーン農業は、平成3年に北海道が全国に先駆けて提唱いたしました「環境との調

和に配慮した農業」ということで、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりの推進、それと化学肥料と化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるということ、農業の自然循環機能を維持・増進するとともに、消費者の皆さんが求める安全・安心で、高品質な農産物の安定生産を進める農業ということになります。1ページの右側に概念図を示しております。クリーン農業は、後ほど説明をさせていただきます「YES!clean農産物」、それから「有機農業」を含む幅広い概念という形で、整理をしております。

めくっていただいて2ページ目に、クリーン農業の環境保全効果について記載をしております。農業生産活動、営農行為というのは、やり方によっては2ページの左側にありますような環境へのマイナスの影響がどうしても生じてしまう。そうした中で、右に図を付けておりますけど、環境と調和のとれたクリーン農業ということ、堆肥を使うことで炭素を土の中に貯留する「温室効果ガス発生の抑制」、それから土づくりや農薬の使用量を減らすことで土壌微生物や害虫の天敵昆虫が増加する「生物多様性の保全効果」などの、環境保全効果がありますということを説明させていただいているものでございます。

3ページ目がクリーン農業の取組状況ということ、過去から順にこれまでを追ってきたものです。クリーン農業の推進などによる「環境保全型農業」に取り組む農業者、北海道と都府県を比べたものになるのですが、3ページの左下の方にありますが、どの調査でも北海道は都府県に比べて約1.5倍の高い割合を維持している状況でございます。

残念ながら、平成27年は、平成22年の調査の時より割合が低下しており、これは農業センサスの設問が「地域の慣行に比べて」という設問をしておりますので、地域の慣行全体の使用量が低下してきている影響ではないかと分析しているところです。また後ほど19ページのところで、この話に触れたいと思います。

それからめくっていただいて、4ページになります。これが農薬・肥料の単位面積当たりの使用量を出荷量で見ているものでございます。クリーン農業がスタートした平成3年度に比べて、農薬、肥料ともに約4割、北海道の中では低下しています。もちろん、都府県の方も年々下がってきている傾向であります。そういったことをここでお示ししております。

それから5ページ目では、クリーン農業の中の「YES!clean表示制度」について説明をしております。この表示制度というのは、品目ごとに、道が定めた化学肥料・農薬の削減などの登録基準を守って生産・出荷する農産物に「YES!cleanマーク」を表示するという、道独自の表示制度でございます。この表示制度の特色としては、品目ごとに肥料や農薬の削減基準が決まっていること、それから5ページの左下にありますように、こちらは表示マークですけど、栽培に関する詳細のデータを表示するといった特徴がございます。いま全部で、水稻、畑作、野菜、果樹の全てあわせて66品目に基準を設定しています。削減割合は品目によって異なるのですが、赤い○で囲っている部分は平均すると約3割の削減率となっております。

6ページ目に、いろいろな制度を並べている表を付けております。クリーン農業に係る表示制度について、要件や特徴を整理したものです。1ページ目に概念図を付けましたけれども、それを表や文字で整理してみるとこのような形になると思います。このYES!clean表示制度の他にも、有機JAS表示、化学肥料・農薬を5割以上削減する「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」、それから堆肥を使う、化学肥料や化学合成農薬の低減技術の三つの技術を全て用いる「エコファーマー制度」といったものがございます。こういう形で比較ができるようにしたものでございます。

それから7ページからが、クリーン農業推進計画の位置付けを示しているものです。先

ほどお話したとおり、北海道食の安心・安全条例、これは平成17年に制定しているのですが、それともう一つ、農政部農業関係の条例の中には、平成9年に制定しております「北海道農業・農村振興条例」がございます。この両方の条例に位置付けられた道の重点施策ということで、5年ごとに計画をつくってきたというものでございます。

めくっていただいて8ページ、こちらが今までの6期の計画の変遷についてまとめているものでございます。四半期世紀以上、28年にわたってこのクリーン農業に取り組んできており、第1期から順に主な取組について書いてきていますが、第1期では、まずはオール北海道でクリーン農業を推進するための組織を立ち上げるということで、「北海道クリーン農業推進協議会」を立ち上げております。それから施策の展開方向、中段のところでは、これまで取り組んできたクリーン農業、その中でもクリーン農業技術の開発、普及というのは第1期から基本となる、ベースとなる部分ですので、それをおこなってきています。途中、第5期からは、化学肥料・農薬を5割削減する「高度クリーン農業」技術の開発と普及にも着手してきました。平成13年度からの第3期、この時に先ほどお話した「YES!clean表示制度」、前年（平成12年）に制度をつくったのですが、第3期からは、この制度の創設に合わせて消費者や流通業者に向けてPRを開始しました。そしてその10年後、第5期、平成22年からクリーン農業の果たす環境保全効果などについて消費者の理解の醸成にも取り組んできたという流れでございます。それから平成18年度からの第4期では、有機農業の生産拡大支援、販路確保といった取組を始めましたほか、農産だけでなく畜産の部分の技術普及と生産拡大ということで、自給飼料基盤に立脚した畜産への取組も位置付けてまいりました。まとめてみるとこのクリーン農業というのは技術開発を進めながら取り組み拡大を進めてきた、そしてより高度なものを目指して進めてきたという取組かと言えます。これが今までの流れでございます。

それから9ページからが、現行計画の概要です。全部まとめたのがこの9ページの部分に概要ということで、緑色の部分が施策の推進方針というところが柱でございます。5本の柱で進めてまいります。これに対応するものとして、その柱と目標・指標というものをつくってめざしてきた訳ですが、この指標の状況につきましては、後ほど説明したいと思います。

これが全体像なのですが、めくっていただいた10ページから、それぞれの推進方針に基づいた項目ごとの現状をお示ししております。まず10ページの一つ目の柱、クリーン農業の推進ということで、ベースとなるクリーン農業技術の開発・普及についてでございます。このページから左側の真ん中ぐらいに推進方針ということで、5本の柱の部分の少し詳しく書いております。まずはこの技術の関係で、道総研ではこれまで435の技術を開発し、そのうち有機農業技術が29含まれており、10ページの左下の表が平成22年度から開始した高度クリーン農業技術の実証ほ設置数で、農業改良普及センターによる技術指導などを通じて、道内の農業者への普及拡大を図っております。

11ページからが、クリーン農産物の生産、流通、消費の拡大についてでございます。平成30年でクリーン農業に取り組んでいる作物の多い順に、水稻、馬鈴しょ、えだまめ、大豆、たまねぎを中心に全部で52品目、それから取り組んでいる登録生産集団が263集団、面積的には17,734ヘクタール、道内の飼料作物を除いた作付面積の4.6%に相当しているということですが、品目によってトマトは5割、りんごは4分の1以上YES!cleanに取り組んでおり、最近伸びてきているのは水稻で、1割を超えてきております。

これらは農産物についてですが、YES!clean加工食品については12ページに載せてあります。YES!clean農産物を使用した加工食品についてですが、平成23年度に加工食品にも

YES!cleanマークを表示できる制度を創設していて、今年3月現在、39商品が登録されています。

13ページがクリーン農業への理解の促進ということで、制度の普及啓発PR活動ということで、先ほどお話した北海道クリーン農業推進協議会、道の他に農業団体、流通関係者で構成しているのですが、ここが中心になって13ページの右側にあるような活動をしております。出前講座や生き物調査を通じて、クリーン農業による環境保全効果に対する理解の促進といったようなことも行っております。

それから14ページが、有機農業についてでございます。クリーン農業推進計画とは別に、有機農業推進法に基づく有機農業推進計画というものを策定して施策を実施しております。14ページの右側のグラフにあるとおり、平成30年度の有機JAS認証農家は281戸、面積は2,694ヘクタールという現状です。

それから15ページが、自給飼料基盤に立脚した畜産の振興ということで、飼料自給率、近年だんだん上昇傾向ではきたのですが、特に平成28、29年というのは天候不順で牧草や飼料用とうもろこしの収量・品質が低下して、52.5%ということで若干伸びがとどまっているところでございます。

それから16ページが、農業生産基盤の整備と土づくりの推進ということで、クリーン農業を推進する中でどうしても必要不可欠な農業農村整備事業、土地改良や基盤整備事業の紹介、それから土づくりを進めるために、左下の部分に掲載しています北海道施肥ガイドというのを作るなどしまして、適切な施肥の基準などを示しているところです。

それから17ページが、環境保全に向けた農業生産活動ということで、GAPの導入、それから家畜排せつ物を含むバイオマスの利活用、地下水の調査、廃プラスチックの状況についてまとめたものです。時間がありませんでしたら、ご覧いただければと思います。

ここまでが現行の第6期計画の推進方針とその進捗状況などですが、最後、18ページから、皿クリーン農業をめぐる情勢の変化として、現状や国の情勢などを記載しております。18ページには、今を取り巻く情勢ということで、国連サミットでSDGs、持続可能な開発目標が採択される、その中で、全部で17ある目標、ゴールのうちのゴール9が18ページ左下に書いてあります。クリーン農業を進めるということは、このゴール9に寄与することから、社会からますます期待がされているのかなと考えております。それから農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づいて、直接支払の一つとして環境保全型農業直接支払交付金が制度化されていることも、クリーン農業の推進に追い風となっていると考えております。

19ページが、現行の第6期計画の目標・指標と実績について整理したものです。例えば環境保全型農業の取組農家の割合が、先ほど説明したとおり73%から51%に低下しておりますが、センサスの設問という部分もあるのかと思います。それから登録集団も263集団となっております。これも産地の方で付加価値を目的とした新規登録、実需者に求められて品目を追加する集団が増加する一方で、高齢化による構成員の減少や最近の気候による新たな病害虫への対応、価格メリットを上回るリスクを回避するために登録を廃止した集団が上回ってしまって、結果的に減ってしまったというところもあるかと思っております。全体としては、面積は増加傾向で17,734ヘクタールということで、計画策定時よりも上昇はしているのですが、目標27,000ヘクタールという部分にはなかなか到達しない、これも同じように労働力不足などから、どうしても手間のかかる野菜、その野菜は慣行栽培自体が作付面積自体も減少しているものがあり、馬鈴しょなどでは生食用のYES!cleanの取組から通常の慣行栽培でできる加工用の馬鈴しょへの転換が進んで減少しており、品目によって動

きに違いがみられているという状況でございます。それから有機農業に取り組む農家数、これも高齢化等により減少している通常の販売農家の数と同じように平成23年度の667戸から510戸に減少しており、そうした中でも有機JAS農家の一戸当り面積が5.9ヘクタールから9.6ヘクタールに拡大しており、一般農家同様に規模拡大が進んでいる状況かと考えております。それから一番下の飼料自給率についても、先ほどお話ししたとおり、天候不順等によって平成29年度は減少していると、いずれの指標についても目標達成ができていないという結果になっております。

こうした中で、最後の20ページが次の第7期の次期計画の策定に向けてということで、今考えられるような我々が追求している課題、それを踏まえた展開方向ということで議論の参考にさせていただければと思っております。

これまでの取組の進捗状況の点検や評価をしながら、これから来月以降、地域の関係者との意見交換、道民の皆様からの意見募集などを行って、次の計画への素案を作成して、委員会の中で審議をしていただくと考えているのですが、まず現行計画の柱立ての中の課題というところ、それからキーワードといいますか、次の計画で大事にしていかなければならないかなというものを簡単に載せさせていただきました。どうしてもクリーン農業の開発・普及という中では、気候変動、規模拡大というものに対応していかなければならない、その中で新たな病害虫対策、省力化、大面積に対応していく、それを可能とするのがICTなのかどうかというのもあるのですが、そういう部分も対応していくということで、次の展開を考えていこうと思います。それから生産・流通・消費面の方では、一定程度の定着をしてきたクリーン農業のさらなる普及ということはもちろんなのですが、企業の中でも独自のブランド基準を持つといったものが増えてきている、またYES!clean表示制度というのが緻密であることがセールスポイントでもある一方で、どうしても生産者や小売業者の業務が増えてしまうというところが課題と言えるかと思っておりますので、時代に対応した意識の変化への誘導、それから実需者への効果的なPRといったことを考えていかなければならないかと考えております。それからクリーン農業への理解の促進、これも販売と連動して消費者への効果的なPRを行う、有機農業の推進に関しては栽培技術の習得が難しい、経営に係る情報が不足しているということが寄せられておりますので、さらなる技術の開発普及、それからこれは今取り組んでいるものではあるのですが、経営面での指標作成といったことも必要であるかと考えております。それから自給飼料基盤に立脚した畜産の推進、これについては北海道にある以上、草地基盤をフルに活用した、植生改善による良質な自給飼料の生産拡大、ここに尽きるのかなと考えております。基盤整備においても近年の長雨豪雨による気象災害多発などを踏まえた排水性の強化、土層改良、そういったことに取り組む必要があるかと思っておりますし、一番下の環境保全に向けた農業生産活動の取組というのは、やはり国際水準、国際環境に合わせていく、向き合っていくことが必要ということで、GAPなどへの対応、こういった展開方向が次の計画の我々のキーワードと考えております。

少し長くなってしまったかもしれませんが、これまでの取組を点検評価しながら、今後、地域の皆さんと意見交換、そういったものを進めて策定を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様にはそれぞれの段階でのご意見をよろしくお願いいたします。

なお、資料の10ページで、クリーン農業技術が全部で435ありまして、その内訳のところでは有機農業技術が209となっておりますが、正しくは29です。資料の方が間違っておりますので、訂正いたします。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。

平成3年から約30年に渡って、取り組んでこられたクリーン農業の計画、それと第6期が今年で終わりますが、6期の現状、総括、それに基づいて、これから7期の推進計画を策定する上で、資料6の最後のページですが、こういう次期の策定に向けて、こういう項目、キーワードで策定を考えていったらどうかと、現在考えているということです。この計画策定については、来年1月の第2回委員会では、計画の素案が事務局から示される予定です。今日、本日ここでは、それに向けて、委員の皆様からこういったところをもっとやってほしい、こういうことが抜けているのではないかというような、ご意見がありましたらお願い申し上げます。まだご発言になっていない方は、なるべく積極的に発言をしていただければと思います。いかがでしょうか？

【吉田北海道食の安全・安心委員会委員】

クリーン農業についてなのですが、年々作付け面積など増えて、取組もすごく進化、進んでいる様子がわかりました。このクリーン農業、YES!cleanなどが、消費者に理解されているのかというところで、私たちのところでも年に何度かクリーン農業の学習会をしていただいています。見たことはあるような気はするけど、よく分かっていないという方が意外に多いので、農家の皆さんの取組が反映されることが一番望ましいことだと思います。

生き物調査隊などの写真もありますが、子供達はなかなかこういった生き物や虫に触れるということもなかなかないので、田んぼにこういう生き物が住むってということがどういうことかということを実際に知ることができる、いいきっかけになりますし、こういうことをしていくと、子供達は農業をしていくことでどうして田んぼに素足で入ることができるのか、カエルがいることが当たり前ではないってことを学んでいくことができます。ぜひ、このクリーン農業の理解を広げていけるような取組、期待したいと思っております。私たちもこのような食育プログラムや、クリーン農業、YES!cleanなど北海道農業についての学習会にも取り組んでいますので、今後も続けていきたいと思っております。ご協力よろしく申し上げます。

【西邑会長】

ありがとうございました。

【山口課長】

ご意見を踏まえて、計画策定を進めてまいりたいと思っております。

【西邑会長】

次期計画の方向性、クリーン農業への理解促進というところで、食育とも絡んでくるとは思いますので、是非、ご検討をいただければなと思います。その他、はいどうぞ。

【畠山副会長】

今の吉田委員と似たような意見ですけども、わたくしの出身の地元のスーパーで見る限り、YES!cleanであってもそれが店頭に表示されていないことがあり、例えば、ほうれん草のようなフィルムに入っているのは印刷されていますが、出荷時に段ボール箱に入っているものは、スーパーに来るとそのダンボール箱から出されてしまい、ダンボール箱には

YES!cleanのマークが付いていますが、店頭ではそれが1個ずつ出されてしまうものですから、表示されていないなどの実態があります。消費者に目が付かないことにはYES!cleanが広がっていかない訳で、この次期計画に向けてどうやって消費者に、周知できるか、PRできるかということ、その現実的な実態を踏まえながら、計画を策定してほしいと思います。

ただ、自分の出身の地元のことしか分からなくて、札幌のスーパーではひょっとしたらシールでも貼って店頭表示されているかもしれませんが、私の思いはそういうことであります。

【西邑会長】

はい。ありがとうございました。今のご意見に対して。

【山口課長】

おっしゃるとおりの状況で、先ほどの説明で、例えばトマトなどは作付面積の5割近くが取り組まれていて、箱の段階ではそういった形で確かにマークが付いているのですが、自分は札幌に住んでいるのですが、地方に行ったときも売り場ではそういった中で5割も付いているという実感がないです。どのようにして認知度を上げていくかということ、これから取り組みを考えたいと思います。

【畠山副会長】

例えば、それこそ1個1個ですね、シールを貼るとかという方法もあるのかもしれませんが、これはコストがかかるものなので、随分、YES!cleanが出てきたときにこういったことを消費者として、振興局、当時の支庁で発言していますが、コストを誰が負担するところ、やはり生産者ということになり、なかなかそこは改善されていないのかということが言われていますので、結構難しい問題なのかなと考えています。

【西邑会長】

ありがとうございました。多分、ポップアップなどで表示してその商品が売れる、消費者がそういうストーリーのある商品を買うというモチベーションを持ってくれるようなところへ持っていけば、そういういろいろな表示技術によって浸透していくのではないかと思います。はい、鈴木先生。

【鈴木委員】

ちょっとお聞きしたいのですが、トマトが5割近いというところは、多分、平取とか大規模生産団地が地域を挙げてやっているというところが大きいと思いますが、ピーマンは、24年産の30.3%から3分の1位に減ってしまっていますよね。この辺の事情、何というのでしょうか、生産構造的な、つまりそういう大きな団地が形成されているところが一気にやめてしまったとか、そういう事情があるのですか。品目ごとで非常に申し訳ないのですが。なるべくそういう意味で、地域を挙げて取り組むということが、占有率を上げるという意味では重要なのかと思うのですが、そういうやりやすい作目とそうでないものがあるとはもちろんあると思うのですが、こういう数値を上げていくためにも地域を挙げた取組というものがこれからますます重要になると思ったのですが、そのあたりの事情はいかがでしょうか。

【瀬川局長】

ピーマンに特化というわけではなく、登録を廃止する集団があるということについては、労働力という部分もあるのですが、いま一番大きいのが気候変動というところで、例えばここ100年で年間の平均気温が1.6℃上がった、その大半がここ数十年で上がってしまっていて、北海道でも今まで作れなかった作物ができてきたというのは、温暖化が進んだことによる現象です。一方で減農薬、減化学肥料で我々はクリーン農業を進めているわけですが、このクリーン農業について基準、原則基準を定めておりまして、それから栽培産地ごとに独自の基準を設けているのですが、温暖化によって新たな病害虫が出た場合には、それに対応するためにどうしても一般慣行に行かざるを得ない、特に大きい産地でそういうことになった場合に、減っていくときに極端に動くことがあるというところでございます。

【鈴木委員】

そういう事情があったとしても、団地規模でこういう取組を継続してもらうような施策が必要なのではないですか、これからの5年を考える上で。そうしないと、この率は下がり気味となりかねないので、この率をキープする、もしくは上げるためには、団地を挙げて取り組んでもらう施策が重要になってくると思います。

【大西食の安全推進監】

気候変動への適応案というところでは、技術開発の上で道総研に対して温暖化に対応した栽培技術等の新たな開発等に頑張ってもらえるように、私たちも取り組んでまいりたいと考えております。

【西邑会長】

是非、北大の力も利用していただきたいと思います。
他にありませんか。大塚委員どうぞ。

【大塚北海道食の安全・安心委員会委員】

石狩郡新篠津村で有機農業をやっています、大塚と申します。先ほどピーマンがなぜ減っているのかという質問があったのですが、多分、ピーマンの作付そのものが減っているのではないかと思うのですね。どうしてかという、ミニトマトもそうなのですが、なり始めるとずっと採り続けなければいけないので、絶対に人がいる農家しかできないのです。でも、ご存じのとおり農家の担い手は減っているのです、ピーマンを作ることをやめるといって農家が地域で続出している現状がありますので、おそらくそういうことではないかと思えます。

次は、私の意見ですが、私のところは有機農業をやっているのですが、1ページ目の概念図を拝見しまして、すごく細かく分かれているとびっくりしたのですが、うちには有機JAS認定を取っていて、特別栽培の認定も取っているのですが、有機農業は野菜を作るという技術も必要なのですが、自分で売っていかねばならないのです。有機野菜を有利に販売するルートというのは一般的な市場にないものですから、そこも大変な上に、もう一つ事務的なことも非常に大変です。検査員の方が毎年いらっしやって有機JASのシールを1枚1枚数えるのです。何千枚もあっても1枚1枚数えるのです。それで何百枚も合わないと、一体何をやっているのだと怒られて、資料もちゃんと揃っていない

いと怒られて、丸々2日間くらい家にいらっしゃるのです。農薬を使っている方が何もうるさく言われぬのに、使っていない方がうるさく言われてしまう現状があります。そういうことが大変だから、有機農業はやっているのだけれどJAS認定は取らない農家が、実際は多いです。

クリーン農業の方ですが、販売上のメリットでいったら、先ほど店頭の方で表示されていないというお話もあったのですが、お店で売られる時には有機野菜か有機野菜ではない野菜、この2種類しかないと思います。だから、クリーン農業に取り組む販売上のメリットが、生産者としてそれほど見当たらないということが、まず1点あります。でも、農薬を撒くのは農家が多分一番つらいはずで、体調も悪くなるし。要は、そういう虫を殺す薬をかなり浴びているのを見ていると、私たちも辛いだらうなと思うのです。有機野菜は安全・安心ですよ、クリーン農業の野菜は安全・安心ですよといわれていますが、では、慣行の野菜は危険なのですかと言ったら、適正に使われている限りは危険ではありませんというのではないですか。では慣行でもいいのではないですかと、なってしまうよ。だから多分、安全・安心というキーワードでは、もうクリーン農業は難しいのではないかと考えていて、クリーン農業で、土壌の汚染から地球環境を守りましょうとか、農家を農薬の健康被害から守りましょうとか、この視点ではないとちょっと難しいのではないかと思います。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。ただ今のご意見についてどうですか。

【山口課長】

1点目の作付面積そのものについては、それは本当に他の作物でもあって、例えばこの表に載っているカボチャも年々減ってきているのです。それは、慣行の作物自体の作付が減ってきています。ブロッコリーもそうなのです。どうしても手間がかかる、それから重量野菜というのは重たい、そういった部分の慣行栽培自体の作付がどんどん減ってきてしまっているのが、それがYES!cleanの部分にも同様に現れてくるというものがあります。

それから二つ目のご意見、非常に参考になります。クリーン農業に取り組むメリットといた上で、そういった声を聞いたり、また、消費者が通常の慣行の農産物に対してクリーン農業や有機農業の農産物にどれくらい支払えるのかといった意向も聞いたりしているのですが、なかなかそういう中では差異が出てこない、有機農産物ではいくらまで払えるといった高いものがあるのですが、その中間地点であるクリーン農業という部分は難しいものがあるかと思います。今、ご意見をいただいた地球環境の部分、それから農業者の健康を守るといったところも大事な視点かと思っておりますので、次期計画にはそういった部分も意識して作っていきたいと思います。

【鈴木委員】

今の健康被害の話は、GAP認証の話と繋がってくると思います。そういうものはオリンピック向けに進んでいくだろうし、進んでほしいと思いますが、認証を受けるのは農家の方、生産者の側です、お金を払うのは。そういうシステムがなかなか普及しない、それを阻む要因ではないかと思っております。そういうところに、ある程度行政が援助するというのか、そういうシステムも、これから普及させていくことを考える上で重要だと感じます。健康被害の問題、もちろんそういったことを謳っていく上で、GAP認証というのはその

ために行政がある程度サポートする、そういうシステムが必要だと思えます。

【西邑会長】

ありがとうございました。なぜ、クリーン農業を推進するのかという基本的な、根源的な問題も含めて、しっかりとそこを考えていかなければいけないだろうと思えます。それから、認証の仕方ですね、ここに対して要請があるから、なにかアプローチできるものがないかというところも本題かと思えます。

その他、時間も大分押していますが、この件に関してあと一つくらいはいただければ、はいどうぞ。

【川合委員】

この考え方と方向は、非常に素晴らしいと思えます。ただ一つ懸念材料があるとすれば、有機農業で、いわゆる堆肥の適正な製造・使用方法に依らない場合は、動物の腸管由来の病原菌や寄生虫が入ってくる可能性はあって、特に生食用の野菜に関しては、少なからずそういうリスクもあるのではないかと思うのです。欧米では、農作物において腸管出血性大腸菌やサルモネラ、リステリア等の健康被害の頻発が報告されておりますし、機会があれば衛生監視の中で、農作物におけるこのような危害要因の監視というのも加えていただいたほうが、消費者の皆さんが安心できるのではないかと考えています。

【西邑会長】

ありがとうございました。それでは、今、出たご意見等を踏まえて、7期の計画策定をよろしくお願いします。

最後の議題（3）その他について、事務局からアとして新たな遺伝子組換え表示制度について、情報提供があります。よろしくお願いします。

【高石課長】

新たな遺伝子組換え表示制度について、説明をさせていただきます。資料7「知っていますか？遺伝子組換え表示制度」をご覧ください。

この度、2023年、令和5年4月1日から新たな制度の施行による遺伝子組換え表示制度が導入されることとなりました。この度の遺伝子組換え表示制度の改正の背景などについてであります。遺伝子組換え表示制度は平成13年4月に導入され、約18年の月日が流れております。この間、社会情勢の変化としまして、遺伝子組換え農作物の流通実態が変化しているなど、あるいはDNA等に関する分析技術が向上している、さらには遺伝子組換え食品に対する消費者の意識の変化が生じているというようなことがあるとされております。平成24年8月、国が公表した食品表示一元化検討会の中間報告書におきまして、国が国民の方からパブリックコメントを求めたところ、遺伝子組換え食品の表示対象品目を拡大すべきとの意見が多く出されたと伺っております。こうしたことを踏まえ、3年後の平成27年、閣議決定された消費者基本計画において、遺伝子組換え表示について個別課題として実態を踏まえた検討を行う事項として明記され、これを受け消費者庁では平成29年4月、消費者、事業者、学識経験者の皆様をメンバーとする遺伝子組換え制度に関する検討会を発足し、検討会では約1年にわたって10回もの会議を開催し、遺伝子組換え表示についての議論を行い、翌3月に報告書を消費者庁の方に提出したところでございます。

さて、実際の遺伝子組換え改正内容につきましては、資料7をご覧ください。1枚めく

っていただきまして、まず現行の遺伝子組換え表示制度の対象となるものは、遺伝子組換え食品の流通が認められている農作物、これは8あります。その加工食品33食品群となっており、表示が義務付けられているものは義務表示、表示が任意であるものは任意表示となっております。今回の改正につきまして、義務表示の表示対象品目は現行制度のままとし、任意表示の制度が変更となります。

ではどのような形で制度が変更となるのか、表示方法が変わるのかということですが、資料7の3ページの任意表示制度をご覧ください。まず現行制度におきましては、分別生産流通管理をし、かつ意図せざる遺伝子組換え食品の混入が5%以下の場合につきましては、「遺伝子組換えではない」と表示することができることとされております。しかし令和5年に導入されます新制度におきましては、分別生産流通管理というような前提条件はそのままに、同じく意図せざる混入が5%以下に抑えた大豆及びとうもろこし、さらにそれらの加工食品につきましては、「遺伝子組換えではない」という表示はできないこととなります。

ではどのような形で表示が可能となるのかといいますと、原材料に使用しているとうもろこしあるいは大豆、遺伝子組換えの混入を防ぐための管理を行っています、つまり分別生産流通管理を行っておりますというような表示が、消費者庁の例として出されております。一方、現行の「遺伝子組換えではない」と表示されている食品はたくさんあると思えますけれども、その表示ができるのは遺伝子組換え食品の混入が一切ない不検出の場合のみ表示ができることとなります。

最後に、リーフレットの記載のQ&Aについてですが、五つの質疑応答が記載されております。令和5年の施行以降、現行基準による販売は一切不可能とされております。そのため消費者庁では、公布後約4年の準備期間を設定し施行としておりますので、事業者の皆様にはご協力を今後、お願いしていきたいというふうに考えております。施行日以降は、製造・加工・輸入されるすべてのものにつきまして、新制度による表示というものが定められているところでございます。以上、大変簡単ですが、情報提供とさせていただきます。

【西邑会長】

ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、ご質問などがありましたら、お願いします。特にございませんか。それではもう1件ありますので、次に移ります。

その他のイとして、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等について、事務局から情報提供をよろしくお願いします。

【山口課長】

それでは、資料8をご覧ください。報道等でご案内かもしれませんが、国の方では、今月（7月）2日から12日までの間に全国5か所で、札幌市では7月5日に開催された「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等に関する意見交換会」、そのときの資料を情報提供ということで付けております。国、ここでは厚生労働省、農林水産省、消費者庁の3省庁の共催ということで、それぞれ説明があったわけですが、札幌会場での配布資料が4種類ありまして、資料8の後ろに資料1、2、3、4とあります。それぞれの省庁の方から4名の説明者が1時間半かけて説明していましたので、このような内容でしたとお話するだけになりますが、よろしくお願いします。

この3省庁からの説明の前に、ゲノム編集技術には、どうしても専門的な用語が出てきますので、資料8をめくった国の資料1の最初にありますように、ゲノム編集技術とは何

かについての説明があります。育種、品種改良といった基本的な説明からゲノム編集技術はどのようなものかという説明ですけれども、簡単に説明しますと、作物の品種改良については、これまでは自然界で起きた突然変異により形質が変化したものを選抜していく、異なる品種を掛け合わせる交配育種、それから別の生物から目的とする遺伝子を導入する遺伝子組換え技術などが利用されてきましたが、昨今、この5年間くらいゲノム編集技術の研究開発が進んできております。

DNAは、自然界では紫外線や化学物質などにより切断されることがあり、それを元通りに直す仕組みを持っていますが、まれに修復ミスで元とは違う並び方になることがあり、これを突然変異ということで、ハサミを持ってきて切断するような絵で説明がありました。ゲノム編集技術では、この現象を利用して、ハサミの役割を果たすタンパク質からなる人工制限酵素というものを細胞内に入れて、ゲノムの中で標的となるDNAを切断することにより、目的の場所に突然変異を起こすものと、説明がありました。

ゲノム編集技術には大きく分けて3種類あるということで、めくっていただいた8ページや、国の資料1と2の間のカラーを1枚だけ挟んでいるものがあるかと思いますが、これは厚生労働省からの資料3の5ページに同じ絵があり、これが全体を見通して説明するのに一番良いと思い、拡大してカラーで付けさせていただきました。従来の育種の技術が左側に、遺伝子組換え技術が右側にあり、その間にゲノム編集技術があって、この中にタイプ1、2、3と三つあります。一つは標的DNAを切断し自然修復の過程で生じた変異を得るSDN-1、タイプ1、それから真ん中が標的DNAの切断と併せて導入したDNAの鋳型、テンプレートを使って修復させて変異を得るSDN-2、タイプ2、それから標的DNAを切断し併せて導入した遺伝子を組み込むことで変異を得るSDN-3、タイプ3の3タイプがあります。そういうものを使いながら今、芽のところにあるソラニンをほとんどつくりたくないジャガイモ、血圧を下げるような効果のあるGABAを多く含むトマト、収量増加を目的としたイネなど、研究開発が進められている作物があるということで、国の資料の中で説明がございます。

ゲノム編集技術を利用して得られた作物や食品における法律上の取扱いについてですが、資料2が農林水産省、資料3が厚生労働省の資料です。一つ目は生物多様性、環境への影響の観点からの対応ということで、環境省では本年2月に通知を出しており、資料8の国の資料2、これは、環境省の通知である「ゲノム編集技術で得られた生物に係る取扱方針」を受けて、農林水産省としての対応をまとめた資料です。この国の資料2を1枚めくっていただいて3ページから6ページまでの見開きが、環境省からの通知の内容です。カルタヘナ法、生物多様性に対応する国内法において、ゲノム編集技術の利用により得られた作物のうち、どれを遺伝子組換え生物等と同じように規制の対象とするのか、どれを対象としないのかという区分けが、3ページから6ページに書いてあります。細胞外で加工した核酸が移入されたものについては遺伝子組換え生物等として規制対象とし、遺伝子組換え作物と同様の取扱いとなりますが、下段の4ページには、カルタヘナ法の対象外とされた作物については主務官庁、この場合は農林水産省に情報提供を行う、届出をするということで説明されています。

それから二つ目に、国の資料3が厚生労働省から出されているものです。これは、食品としての安全性の観点から取りまとめているもので、本年3月に厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の部会の中で取りまとめた報告書を元にしてしています。その報告書を踏まえて、厚生労働省では今、食品衛生上の取扱要領案と、届出に係る留意事項案を作成して、最終的に通知として出すところであり、現在、パブリックコメントを実施しており、その内容

が国の資料3に示されています。これがまもなく、通知として出てくるという状況かと思えます。これは農林水産省の考え方と基本的に同じで、ゲノム編集技術の利用により得られた食品のうち、「従来の育種技術では起こりえない変化として、外来遺伝子及びその一部が残っているもの、除去されていないものについては、遺伝子組換え作物と同じように安全性審査が必要となる」が、「自然界で起こる変化の範囲内であって従来の育種技術でも起こりうる変化として、外来遺伝子及びその一部が残っていないものについては、安全性審査は必要としないが、届出を求めて公表する」こととされており、先ほどのカラーの資料がそれをまとめたものです。この国の資料のうち、厚生労働省の部分をもう少し分かりやすくしたものとして配られたものが、A4縦の一枚物「ゲノム編集技術応用食品を適切に理解するための六つのポイント」、ここを見てもらっても分かりやすいのかもしれませんが。

それから国の資料の最後の資料4が、表示についてです。ゲノム編集技術応用食品の表示のあり方について、現在、消費者庁で食品表示法におけるゲノム編集技術の利用により得られた食品の表示のあり方について検討を行っており、これは報道等もされていますが、本年夏頃を目途に表示のルールを整理するとされています。ただ、この中で、表示制度を考える中で、国の資料4の1ページの下段に、これに限らず一般的に表示制度を考えるに当たっては4点、①消費者の意向、②表示制度の実行可能性、③表示違反の食品の検証可能性、④国際整合性を十分に考慮した上で表示の仕組みを考えなければならないということで、それについて資料が添付されています。これについていろいろな意見、消費者団体からの意見などもありますけれども、それに対する現在における対応、詳しくは現在、検討しているということです。当日の意見交換会後に質疑があったわけですが、表示の仕組みについては、現在、検討しているところであるとの答えにとどまっています。

以上、簡単に意見交換会での内容の説明ですが、こういった中で、道としてはこれまでの対応ということで、厚生労働省が審議会の部会で取りまとめるに当たってパブリックコメントを行った際に、①国民への丁寧な説明をしてほしい、②消費者が選択できる仕組みをつくってほしい、③安全性に関する科学的な検証してほしいと3点、提出、要望しております。今後とも、ゲノム編集技術に関して情報の収集に努めるとともに、国に対しては、引き続き要望するなど、本道の食の安全・安心の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

【西邑会長】

各省庁が取り組まなければならない課題が、まだまだありますということです。情報提供ということで、皆様の手元に資料8を配っておりますが、時間の関係もありますので一つだけ、どうぞ。

【大塚委員】

冒頭、遺伝子組換えの説明があったときに、許可制だったり届出制だったりというのがあったのですが、現状、北海道では遺伝子組換え作物は栽培されているのでしょうか。

【山口課長】

条例に基づいた許可申請や届出というのは、今までされておられません。

【大塚委員】

作られていないのですね。わかりました。

【西邑会長】

よろしいでしょうか。時間が来ておりますので、これでその他のところは、終わらせていただきます。

ほかに事務局の方から、何かありますか。

【山口課長】

ありません。

【西邑会長】

委員の方から、何かありますか。

(なし)

【西邑会長】

全体をとおして、委員の方から何かありますでしょうか。

(なし)

【西邑会長】

それでは、予定していました議題は終わりました。長時間にわたり円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

【大脇主幹】

西邑会長、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、農政部大西食の安全推進監からご挨拶を申し上げます。

【大西食の安全推進監】

本日は限られた時間の中、委員の皆様から本当に貴重なご意見をどうもありがとうございました。西邑会長におかれましては、委員会の円滑な進行など厚くお礼を申し上げたいと思います。本日いただいたご意見等につきましては、今後の本道の食の安全・安心の確保に関します様々な施策の立案、施行や計画づくりに反映してまいりたいと考えております。

今日の私の思いをちょっと話したいと思います。私はこの6月からこの職に就いたわけですけれども、それまでは道総研の環境研の所長をやっておりまして、環境のことをちょっと分かってきたものですから、いろいろな貴重なご意見をいただいた中で、大塚委員の話や鈴木委員の話、要するに北海道の農業というのは本道の豊かな自然、恵まれた環境の中で営まれているものですから、やはりそれを守っていかなければならないと、私は思っております。ただ、21世紀は環境の時代といわれていますけれども、なかなか日本はそこまでいっていない。世界の投資家は環境に頑張らない企業には一切投資しないが、日本は非常に遅れている。という中で、SDGsの取組もあるし、ヨーロッパのGAPが広まっ

た理念をもう一度皆に広めながら、私どもは取り組んでまいりたい。

今日の問題点として私が思ったのは、農業経営と、消費者の安全ではなく安心感、安全は当たり前なので安心感、あと環境保全、その三つのトライアングルでどう折り合いをつけていくのか。そこを補っていくのが私ども行政の仕事と考えておりますので、今日いただいたご意見を参考にさせていただきながら、新たなクリーン農業推進計画など、いろいろな施策に反映させてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただきましたことに、改めて感謝をいたしますとともに、今後とも、食品行政をはじめといたします道政の推進にご支援、ご尽力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました

【大脇主幹】

これをもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。